

## 新潟市地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金交付要綱事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、新潟市地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に係る手続き等の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、補助金交付事務の適正な執行を図ることを目的とする。

### (定義等)

第2条 新潟市地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号及び第2号の市長が認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 2年ごと、3年ごとなど毎年開催しない祭り等の直近の開催実績については、要綱の規定によらず、既存の祭り等であることを個別に判断することとする。

### (申請団体等)

第3条 要綱第3条に規定する協働とは、次の事業形態をとるものとする。

- (1) 意見交換・情報交換
- (2) 企画立案への参画
- (3) 事業協力
- (4) 事業委託
- (5) 実行委員会・協議会
- (6) 共催
- (7) 後援

### (補助対象事業)

第4条 要綱第4条第2項第4号に規定する市長が認める場合とは、新潟市地域活動補助金における令和4年度設備整備補助（以下「設備整備補助」という。）の交付決定を受けているものとする。ただし、補助金の二重交付は行わないこととし、当補助金を申請する際は、交付決定を受けている設備整備補助について、当補助金へ切り替える旨変更申請を行うこと。

### (補助金の交付)

第5条 要綱第5条第2項別表1に記載する市長が認める場合とは、1品目3万円未満の用具であっても、1品目を複数個購入する場合で、3万円以上となる場合は、備品とみなす。

### (交付申請)

第6条 要綱第9条第5号に規定する、その他市長が認める団体とは、次のとおりとする。

- (1) 市が指定する無形民俗文化財の所有者又は管理者
- (2) 新潟市農村文化協議会の参加団体
- (3) 上記に準ずる団体

